

令和3年度第1回羽島市成年後見制度利用促進委員会 書面協議意見まとめ

ご意見	事務局回答
<p>現時点では羽島市成年後見支援センターの運営について、直営又は委託いずれで行うか計画に記載しない(できない)という理解でよいでしょうか。</p>	<p>運営の主体については、毎年、市直営と委託の効果について比較検討することから、変更が生じる可能性があるため、計画には明示しないこととします。</p>
<p>地域連携ネットワーク(羽島市成年後見制度利用促進委員会のことでしょうか。)と中核機関の役割分担が分かりにくいように感じますがいかがでしょうか。例えば15ページに羽島市成年後見制度利用促進委員会が「ケース会議の開催」する旨記載がある一方、18ページでは中核機関が「アセスメント会議」を開催する旨記載があります。両者の関係(使い分けや差異など)が計画上必ずしも明らかではないのではないかと感じました。</p>	<p>ご意見を踏まえ「ケース会議の開催」を「事例報告」に修正します。</p>
<p>17ページの基本目標Ⅱでは、「地域連携ネットワークおよび中核機関は『広報機能』『相談機能』『成年後見利用促進機能』『後見人支援機能』の4つの機能を担います。」と記載されていますが、17ページから19ページの記載を見ると『相談機能』『成年後見制度利用促進機能』『後見人支援機能』の欄に「地域連携ネットワーク」という単語が出てこないため両者の整理が計画上不明確となっていないでしょうか。</p>	<p>15ページに中核機関の役割を、17ページに地域連携ネットワークの関係団体との役割分担について調整することを追記します。施策1の表題を「地域連携ネットワーク及び中核機関が担う機能の整備」に修正するとともに、各施策中の「中核機関は、」の記載を削除します。「施策1」は、機能の整備とその方針を記載するものです。</p>
<p>15ページで中核機関を「羽島市成年後見支援センター」と位置付けているため、「羽島市成年後見支援センター(以下、成年後見センター)」に改め、以降の「中核機関」を「成年後見センター」と記載したほうがよいのではない</p>	<p>本計画では、国計画の用語にある「中核機関」で統一して記載し、本市の中核機関の名称を「羽島市成年後見支援センター」とするものであるため、原案の通りとします。</p>

<p>いか。なお「成年後見センター」の略名については案であり、略名については市に一任する。</p>	
<p>(案) についての意見はありませんが、羽島市成年後見制度等利用支援事業について、任意後見監督人については後見人同様家庭裁判所の審判により選任されます。この者に対する報酬等の助成の可否が不明なため、助成されるように検討いただきたい。</p>	<p>羽島市成年後見制度等利用支援事業実施要綱では、任意後見監督人の業務に対する報酬の助成は規定していません。助成については、任意後見制度利用の広がりに応じて検討します。</p>
<p>2 ページ下から 6 行目の「羽島市成年後見制度…判断能力が十分でない人の権利の保護と意思の決定の支援を更に進展し、いきいきと安心して暮らせる町づくりを推進するため…」という権利擁護と地域共生社会の実現をこの計画の目標として示された事は、とても重要と思います。それを 11 ページからのところにも再記してほしいと思います。</p> <p>12 ページの図にも、羽島市成年後見制度利用促進基本計画の横にも示せませんか？その目標の上で、各施策等が示されるとわかりやすいと思います。</p>	<p>2 ページ「計画策定の趣旨」に記載のある「判断能力が十分でない人の権利の保護と意思の決定の支援を更に進展し、いきいきと安心して暮らせる町づくりを推進する」は、計画策定の趣旨であり、成年後見制度の趣旨・概要と考えておりますので、原案の通りとします。</p>
<p>障害者総合支援法の地域生活支援事業市町村必須事業の中に、成年後見制度法人後見支援事業がありますが、羽島市では実施されないかと思います。</p> <p>又、先日、厚労省は、2022 年度から社会福祉法人を後見人として活用する考えを基本計画に反映していく旨を発表しました。羽島市の基本計画の中ではその点をどのように考えていくのか示すことが必要ではないでしょうか。</p>	<p>18 ページに、「法人後見の活用を検討」と記載しており、後見人の担い手として「法人後見」を検討していくことを記載しております。</p>